

## ◎雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律

(平成一九年六月八日法律第七九号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月一三日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が依然として多い等の若者の雇用問題や、地域における雇用情勢の改善のおくれ等の課題があります。また、人口減少等が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、これらに的確に対応した雇用政策を講ずる必要があります。

このため、働く希望を持つすべての人の就業の実現を図ることを明確化するとともに、青少年の応募機会の拡大、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等のために必要な措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、雇用対策法の一部改正であります。

人口減少等の経済社会情勢の変化に対応した就業の促進を図ることをこの法律の目的として追加するとともに、国の実施すべき施策として、青少年、女性、高齢者、障害者等の就業促進対策を追加することとしております。

また、青少年の能力を正當に評価するための募集、採用方法の改善等により、その雇用機会の確保等を図ることを事業主の努力義務とするとともに、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けて、労働者の募集、採用に係る年齢制限の禁止について義務化することとしております。

さらに、外国人の適正な雇用管理等を図るため、事業主による外国人の雇用状況の報告を義務化するとともに、外国人の雇用管理の改善等を事業主の努力義務とすることとしております。

第二に、地域雇用開発促進法の一部改正であります。

地域雇用開発のための措置を講ずる地域について、現行の四類型を、雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域と雇用創造に向けた意欲の高い地域である自発雇用創造地域の二類型に再編し、支援を重点化することとしております。

最後に、この法律の施行期日については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としておりますが、青少年の雇用機会の確保に係る事業主の努力義務の部分等については、平成十九年十月一日施行としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成一九年四月二六日)

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、人口減少社会に的確に対応した雇用政策を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業主は、青少年の募集及び採用方法の改善等により、その雇用機会の確保等が図られるよう努めること、

第二に、事業主は、外国人を雇用した場合等において氏名等を厚生労働大臣に届け出なければならないこと、

第三に、事業主は、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないこと等であります。

…………… (略) ……………

三案は、去る四月十二日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会では、翌十三日提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、山井和則君外二名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、三案について討論、採決を行った結果、議員提出の二法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一九年六月一日）

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるとともに、雇用機会が著しく不足している地域等について雇用開発を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、青少年等に対する雇用対策の在り方、雇用対策基本計画を廃止する理由、外国人雇用状況報告制度を義務化することの是非、地域雇用対策に関する予算措置の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して津田弥太郎理事より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月三十一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化等に的確に対応するため、若者、女性、高齢者、障害者等、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組むこと。

二、公共職業安定所（ハローワーク）は、政府の雇用対策の実施に当たり、雇用のセーフティネットとしての役割を担う中核的機関であることを認識し、その役割・機能を一層強化するよう努めること。

三、青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリーターの正規雇用化が着実に進むよう、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対して強力な指導を行うこと。また、三十五歳以上の者についても、個々の求職者の状況を踏まえ、きめ細かな支援措置を講ずること。さらに、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）は、地方における若者の雇用対策の中核的拠点となっていることを踏まえ、同事業を実施する都道府県に対して必要な支援を行うこと。

四、いわゆるネットカフェ難民を含め常用雇用化を望む日雇い派遣労働者等の雇用の安定を図ることは喫緊の政策課題であることにかんがみ、適切な対策を講ずること。

五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。

六、不安定な雇用環境の下で就労する外国人労働者の雇用環境の改善に向けて具体的対策を推進すること。また、外国人雇用状況報告は、外国人労働者の雇用管理の改善、円滑な再就職の促進等に確実に役立てるようになるとともに、厚生労働大臣は、法務大臣からの情報提供の求めに対しては、その目的等に照らし、必要な範囲で、適正に対応すること。特に、個人情報の取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、その保護に万全を期すこと。また、外国人であることの確認が雇用における国籍差別を招くことがないように、指針に職業安定法第三条及び労働基準法第三条の趣旨を明示するなど、適切な対策を講ずること。

七、「技術立国」、「ものづくり日本」を掲げる我が国にとって、技能労働者の養成は重要な課題であることにかんがみ、本改正により「技能労働者の養成確保」の表現が削除されても、その取組が低下することのないよう、今後とも、関係機関と十分な連携を図

り、技能労働者の養成及び技能の向上に努めること。

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する雇用対策の強化に努めること。

九、雇用対策基本計画の廃止によっても、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、別途、雇用に関する施策についての基本的な方針を定めること。その際、労働政策審議会において労使の意見を十分踏まえるよう努めること。また、都道府県労働局長が雇用施策の実施に関する方針を定めるに当たっては、都道府県知事の意見を聞くとともに、地方労働審議会において地域の労使の意見を十分踏まえるよう努めること。

十、短時間労働者について通常の労働者への転換の推進が図られるようになったこと等を踏まえ、有期労働契約を締結している労働者についても、その雇用管理の改善や通常の労働者への転換を支援するための施策を講ずるようにすること。

十一、すべての労働者に仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が確保されるよう、労働条件の改善、就業環境の整備等の雇用管理改善に向けた施策を講ずるよう努めること。

右決議する。